

原子力委員会専門部会等運営規程（案）

昭和32年7月4日

原子力委員会

最終改正 平成27年4月21日

第一条 原子力委員会に、専門部会、その他原子力委員会設置法第一条の目的を達成するため必要な機関（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、原子力委員会の指名する原子力委員会委員長、委員、参与又は専門委員をもって構成する。
- 3 専門部会等において調査審議すべき事項は、原子力委員会が定める。

第二条 専門部会等に部会長又は座長（以下「部会長等」という。）を置き、部会長等は、当該専門部会等に属する原子力委員会委員長、委員、参与及び専門委員（以下「構成員」という。）から原子力委員会委員長が指名し、部会長等は、専門部会等の事務を掌理する。

- 2 部会長等に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第三条 専門部会等は、部会長等が招集する。ただし、部会長等及び前条第2項の規定により部会長等が指名した者が欠けたときは、原子力委員会委員長が招集する。

第四条 専門部会等は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 専門部会等の資料及び議事録は、原則として公開する。ただし、不開示情報に該当するものその他部会長等が公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により専門部会等の資料及び議事録を公開しないこととした場合には、その理由を明示する。
- 4 議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開するものとする。
- 5 専門部会等において議決を行う必要があるときは、構成員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。

第五条 原子力委員会委員長及び委員は、構成員として指名されていない専門部会等に出席することができる。

- 2 原子力委員会が必要と認めるときは、見識を有する者を専門部会等にオブザーバーとして指名することができる。オブザーバーは、当該専門部会等に出席し、部会長の許可を得て、説明を行うものとする。

第六条 部会長等は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を専門部会等に出席させて意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

第七条 専門部会等において調査審議を終了したときは、部会長等は、その結果に基づき原子力委員会に報告するものとする。

- 2 部会長等は、前項の報告を行おうとするときは、必要に応じて、その内容について、広く国民の意見を徴するための措置を講ずることができる。
- 3 部会長等は、前項の規定により意見を徴したときは、専門部会等において検討し、その結果を公表するものとする。

第八条 前各条に定めるもののほか、専門部会等の運用に関し必要な事項は、部会長等が専門部会等に諮って定める。